

## 第4回

### 生駒市保育所運営委員会

【事務局】 6月議会において保育料の改正案は否決されました。その理由としては、国の階層区分に合わさずに今までどおりの階層区分を維持すべきではないか。また、年度途中ということで市民生活への影響が大きいということから、改正案について否とされるの方が上回りましたので見送ったということです。ただし、このままでは保育料がそのままとなってしまいますので、市といたしましては引き続き9月議会に保育料の改正案を提案させていただきたく、4月からの改正として階層区分につきましても前回の案から見直しをさせていただきました。この2点につきましては、保育所運営委員会の際も委員の方から階層区分や年度途中の改正について懸念される旨のご意見があり議論いただいたところですが、今回は再考して提案させていただきました。

【会長】 只今事務局から説明のありましたように、改正案は議会のほうで否決ということになりましたが、事務局としては更に9月議会に提案したいので、6月議会で否決された内容等を踏まえて更に改善できる部分を見直してみたいということで、会議を開くということになりましたのでよろしく願いいたします。今、事務局から説明があったように、議会で問題になったことはここでも十分に議論させていただいたので、「ああ、そうか。」という感じの話ですが、これまでの過程を踏まえて市民の意向等を酌みながら市の方針等を決めていただく案を出していただきたいと思います。事務局からこれにあたっての提案について説明していただきたいと思いますが、議会の様子は我々にははっきりわかりませんのでそのあたりを説明しながら、こういう意見もあったのでここはこう酌んだとか、ここについては言ってなかったのかとかわかるように説明していただきたいと思います。どうしても委員は事務局提案を聞きながら進めますので、どこまで意見を言っているのかという遠慮も前回あったような気がしますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 資料1から資料4に基づき説明

【会長】 今、説明がりましたが、これについてご意見とかもう少し説明をしてほしいとかはありませんか。

【会長】 前回は、区分分けによってたまたま値上がらないで下がる場合とかがありました。今回は各階層で上がるのですか。

【事務局】 今回はA・B・C階層は据え置きですが、外はたとえ100円でも値上げさせ

ていただいています。例外的に言いますと、同じ所得としたらひとりだけ下がる場合がある方がおられます。例えば、D11におられる所得税額142,800円の方がおられたら、新のD11になり定義が142,500円から143,000円に変わりましたので、もしゼロ歳児ですと現在の43,400円が42,400円に下がるケースが考えられます。ただし、この方は4歳児あたりなので、値下げに該当はいたしません。一般的に所得は動きますので、所得税が全く同じという確率は低いと考えます。兄弟減免も6月議会で否決されましたから前のままで、9月議会で高いほうの人を半額にするように提案させていただく予定です。

【委員】 階層区分を変えずに定義の中身を少し変えたということで、スッキリしたように思います。現在のD5-2の方がもしD6に移った場合、保育料がそこだけポンと上がるような気がするのですが。今は対象の方がおられなくても、どうなんでしょうか。いつから値上げするのですか。

【事務局】 4月からです。もしゼロ歳の方が所得は変わらずにD5-2からD6に移りますと、25,000円の保育料が28,300円に上がることになりますので、大きく値上げになった実感はもたれると思います。

【委員】 今の話ですが、上がる可能性があるのは年収がどれぐらいの方が対象になるのかピンとこないのですが。

【事務局】 400万を超えて420万くらいまでかなと思います。

【会長】 3,000円くらい上がることになるのですね。2つに分かれている区分を1つにまとめたり、どーんといっという小刻みに分けたりするのは仕方がないのですか。

【事務局】 階層を提示してしまいましたので。もう少し下にもっていきかかったのですが、そうすると下がる方が出てきてしまいます。今回は、一部の方が下がるということがないように考え、最低同額を負担していただくようにしました。

資料3-1をみていただくと、値上げ後の保育料はD5の場合大和郡山市、天理市、大和高田市の次のあたりだと思います。その他は奈良市を除くと24,000円くらいです。次にD6の年収が420～430万円くらいの人場合は、奈良市を含めてどこよりも安くなっています。

【会長】 ということで、この表を作られたようですが、値上げというからには、全体的に値上げせざるをえないようになったようです。この新しいD13の5,900円値上げというのも同じですか。所得が高いとはいえ、ここだけが保育料が大変な金額になってしまう人がでてきますね。

【事務局】 ここは、だいたい年収が 780 万から 865 万までの方ですね。以前はこの階層が 630 万を超えると 865 万までの階層だったのですが、780 万を超える階層の方には、負担率を考えるとこれぐらいの負担は求めてもいいのかなと考えました。資料 3-1 で各市の状況をみますと、あまり階層を設けていない影響もあって大和高田、香芝の次くらいになってしまいます。

【会長】 今のままでいくと、5,900 円上がる人はどれくらいおられますか。

【事務局】 全部で 31 名ですけれども、そのままの階層の方は 10 名です。21 名の方は 3 歳に進まれますので 5,900 円のところには当たらなくなります。そのままの 10 名の内 3 名は兄弟減免を受けてむしろ安くなりますので、7 名の方が影響を受けることになります。

【委員】 この階層の保育料をせめて 1,000 円下げれば、他市なみになるのでは。保育料を 48,300 円にして 5,000 円までの値上げに抑えれば、これでもかというぐあいに突き出せると思うのですが。

【事務局】 逆に D12 の場合 45,700 円ですが、D14 というとなら 61,600 円になるので、その半分をとっても本当なら 5 万円台に上げたいのですが、そうすると値上げ幅がもっと上がってしまう。6,000 円を超えたら抵抗もあるだろうということでギリギリのところを抑えています。ご指摘のように 48,300 円にしてしまうと、ますます D12 に近づいて D14 から離れてしまう。

【委員】 今までも、43,400 円と 57,700 円で差があったわけですよ。

【事務局】 5,900 円とかの間差というのは、階層を新設したため発生したのですが、できるだけ所得層間になだらかな間差で均衡をとりたいのです。例えば 400,000 円の所得税の方と 413,000 円を超える所得税の方では、所得差に比べ大きく保育料が変わってくるわけですので、新の D14 を意識して D13 は設定しています。

D5 から D14 までは、保育料が年収に対してだいたい 7.8% から 8.7% くらいになってくるのですが、D13 だけがこの金額にしても比率が低いのです。各階層の年収比率でみたら 5 万円台が妥当と思われるのですが、5 万円までいくと県下一になってもいけませんので抑えています。これでもこの階層の年収比率が 6.8% から 7.57% くらいで、他の階層と比べて低い比率です。階層を分けた D12 の方なら 8.7% から 9.2% くらいになるので、本来ではこれくらいが妥当かなと考えています。

【委員】 市の立場はわかるが、いきなり上げられるわけですよ。上げたい目標はわかるが段階的に上げるとかやり方はあると思うのです。いきなり上がる方がいるなら、3,000

円ずつ上げるとか段階を踏んで上げることができると思う。今までが安いといっていきなり上げるとするのは心情的に「それはお宅の勝手でしょう。」とってしまう。

【会長】 仮に 48,300 円にしたとして、先程の上と同じように下がる人が出てくることはないですよ。

【事務局】 ないです。

【会長】 これは、1つの階層を2つに割ってしまったので、D11とD12の差が3,400円となるから、そこに無理があるのかなと思います。数字だけみると、事務局が言うように段階的に上がっているのですっきりしているように見えるのですが、個人の上がり幅をみると割ったところが同じ段階にきてしまうから、5,900円になってしまっているということは、ちょっと時間をとってもいいかなとは思いますが、説明では、2分割することで均衡化を考えたとのことだったが、結果的に個人をみれば率が平均化されていないですよ。

【事務局】 4月の時点で新しい所得に移り、同じ階層に留まる方ばかりとは限りませんので、新しい階層に移ってこられる方もおられます。所得が上がることによって6,000円や7,000円くらい保育料が上がる方はありうるので、考え方としては同じだと思います。その時の所得であてはまる階層になるわけです。たまたま所得が動かなかったのに保育料が上がったという方はおられるかもしれませんが、必ずしもそういう方ばかりではなく、ここへ来られる方は新たな所得をもってこられますので2段階で下からこられる方もいらっしゃると思いますのでそのへんとの整合はどうかなと思います。市といたしましては、新しい保育料が決まりましたら、表の前後をみて納得いただけるのかなと思っています。

【会長】 前は9月から上がるということで、年度途中から上がると気になるけど、4月からの保育料を決める段階でこの表で決めると気にならないということですね。

【委員】 この前の表で議員さんにつっこまれたのなら、今回もつっこまれると思うのです。ここで言っていることと同じことを議会で言われると思うので、そうなったらまた変えるのですか。

【委員】 この値上がり金額の差が出ている金額表は見せないのですか。

【事務局】 議会の中ではこのとおりみていただきます。

【委員】 保護者に保育料の決定通知を送るときは、この値上がりの差額がでているこの表と一緒に送るのですか。

【事務局】 その時は新保育料の算定ですから、その人の値上がりではないので、新しい

保育料表を見ていただきますが、説明会の時にはそういった形で説明します。個人の分が値上がりしていると勘違いされる恐れがあるので、そういった表はつけません。

【委員】 各保育園の保護者代表が集まった時に、値上がりするのを誰もどうぞとは言わないが、自分が理由を説明したらそれなりに納得してくれた。ただ値上がり幅の大きい人は来年度保育料変わった時に上がったと思う人は必ず何人か出てくると思う。

【委員】 説明会はするのですね。

【事務局】 説明会をする為に9月議会に上程させていただきます。そして来年の4月から改正するので、半年間かけて説明させていただく予定です。

【委員】 前は2ヶ月でしたよね

【事務局】 それについては議会でも議論がありました。議会も、上がること自体は平成9年から上がっていないので、それは仕方がないなというのは党派によって違いますが、大半の議員さんの意見です。ただ、前の区分を止めてしまうのは生駒の独自性がなくなるし、預けていただいている方にとっても不利だということで否決となったわけです。

【委員】 この改正案の保育料で予算の足りない部分を補えるのですか。

【事務局】 少しでも市の持ち出し分が減ります。

【事務局】 これは保育料ですが、人件費を抑えたり入札改革をしたりいろんなことをやって総トータルで減らしていこうというやり方です。

【委員】 自分たちの保育料が、保育と関係のない人の税金で補ってもらっているというのはおかしいかなあとは言っていたので、その辺は説明会で十分説明していただいたら、理解していただけたと思います。

【委員】 前は減免措置みたいな感じで激変緩和というのがあったと思うのですが、ああいうのはないのですか。

【事務局】 前は年度途中ということで激変緩和措置というものを考えたのですが、今度は新年度ということで、激変緩和は考えていませんでした。

【会長】 前は、とにかく2ヶ月後に変わるというのが委員の中でも心が痛かったと思うのですが。

【事務局】 所得が絶対動かないのに保育料が上がる方がでてきましたが、今度は同じ階層におられる方だけ激変緩和して、新たに所得が上がることによりその階層に来た方と何ら変わりはないのに、片方の方だけ激変緩和するというのは不公平だと思います。

【委員】 保育園の保護者代表で保育料の値上げに反対している方が、二人入れているの

で、せめて下の子が3歳になってから上げてほしいといっていました。もちろん、そんなことを言ったらきりが無いとは思いますが。

【事務局】 今回は3歳、4歳の方の所得の高い層を上げさせていただき、出来るだけそこで確保しようと考えています。階層の低い方のところは、福祉の考え方を取り入れ、出来るだけさわらず一律にして負担を軽減するようにし、負担できる方に負担していただくように考えました。

【会長】 事務局としては、D13の49,300円でも議会はいけそうと考えているのですか。委員の中ではここが気になるという意見は出ているのですが。なだらかにといことではそうなっているのですが、43,400円と較べるとここだけどうしてと思うでしょう。そうすると、先程出ていた48,400円にして5,000円までに抑えたというのを理由づけにするというのはどうでしょうか。

【委員】 一番高額のところは3,900円しか上がっていないのは、何となくあれっと思ってしまうと思うのですが。

【事務局】 D13をあまり下げると、D12との差が縮まりすぎて差がみえなくなってしまう。それとD14の61,600円との差も広がってしまいます。この61,600円というのは前回もそうでしたが、天決めにしています。

【会長】 どうして1,000円下げるとなったかという、他市が48,000円くらいですね。1,000円下げてもまだ他市よりやや高いですが、まあ妥当かなという理由付けにはなるかなと思ったのです。

【事務局】 他市は、年収500万円台くらいから同じ保険料をもらっておられますから。

【事務局】 保育所行政をこれから続けていく為の財源だと思っていただきたい。5,900円という差額を一時的に低くすることは可能かもしれませんが、毎年それだけの人数分の負担をすることになるので大きな影響がでてくると思いますので、その辺も考えておいていただきたい。

【会長】 確かに、他市は幅が広いので、下の方を見ないで上の方ばかりみているので、全体をみたらどうかということですね。

【事務局】 これは個人的な意見ですが、議事録に載せるか載せないかは別にして、今回は、前回のような答申はいただかない予定です。概ね19階層、また、上がることはやぶさかではないご意見だったと思います。委員さんの中では旧のD5-2のところとD11のところに激変緩和措置を取り入れていくことも必要ではないかという意見もいただいた。あ

とは事務局一任と。そうしないと結論は出ないと思うんです。委員さんはそれでよろしいでしょうか。

【会長】 概ね今までに出た意見を含んで、事務局として議会説明も含んで表としては全体的に緩やかな値上げをとという事務局の原案を通してよろしいでしょうか。

【委員】 保育園を運営している立場からは、6月議会で9月から上げる案が否決されて非常によかったと思っています。保護者の方の意見を聞いていますと、年度の途中で上げられるということは年間の予算をきっちりたててやっている中で、たとえ3,000円でも支出が増えるということは非常に困るとのことです。否決によって次の値上げは4月になるということで、ほとんどの保護者はほっとされていると思います。保育料の負担する額は当然少ないほうがいいと思うのですが、財政的な面とか他市との比較を考えると、恐らく保護者の中にも値上げは仕方がないと思っている方もおられるのではないですか。今まで長い間据え置きになっていたということも知らない方も多いので、その点は市から十分説明していただければいいと思います。区分についても生駒市独自で少しなだらかなものにしてしまおうと。確かに、5,900円上がるころをみると一度にこれだけ上がるのかという部分もあるのですが、これくらいの所得のある方にとって年間7万円は苦しいところもあるかもしれませんが、ちょっとした切り詰めはできるんじゃないかと思うのです。保育料が上がることによって、保育の現場にいる者としては、ますますいい保育をしていかなければならないということだと思っています。我々も努力しますので、お父さんお母さんもがんばって保育料を払って下さいということだと思っています。この段階的に値上げをしていく案は、非常に熟慮されたんだなあと思います。

【会長】 一番のネックが9月途中の値上げということだったのですが、それが6ヶ月周知期間をおくということになりましたので、この原案をそのまま提案いただくということで、その6ヶ月を出来るだけ有意義に使って下さい。保育園側ではできるだけいい保育したいというプレッシャーもかかっている、保護者からはいつも先生方が一番矢面に立たされているということを、事務局もよくわかっておいていただきたいと思います。

【委員】 市の方から、うやむやにならないようにしっかりした説明を保護者にさせていただくことをお願いします。

【事務局】 6ヶ月ありますから、各園を回れると考えています。

【会長】 その他で何かありますか。

【委員】 8月現在で、どの保育園が定員いっぱいとかありますか。

【事務局】 中保育園は既に定員いっぱいになっておりまして、新設保育園につきましては、低年齢児はどこもいっぱいなのですが、年中から年長にかけては定員に達していない状況です。あとの既存の保育園に関しては定員くらいです。

【会長】 ということは、0歳児はどここの保育園もいっぱいということですか。

【事務局】 はい、いっぱいです。

【事務局】 1園だけ希望される方が多くて、そういう理由で入れない方がいらっしやいます。3園以上の希望を書いて入れない方となるとかなり減ってきます。37名の待機がいらっしやるのですが、その内3園以上の希望を書いておられる方が一ケタになり、その半分くらいが求職中なのでまだ家におられる方です。今ほぼ入れる状況なんですけど、今後は待機へ移っていきたくらうと思われまます。

【会長】 待機の場合は、4月まで待たなくてはならないのですか。

【事務局】 待機が続きますと、通園に不便な少し離れたところ等、希望の保育園を増やしていただくように保護者をお願いするのですが、これからはそれも難しくなりそうです。

【委員】 緊急の場合の延長保育の時間延長と土曜日の夕方の保育を希望している保護者がいるので検討してほしい。

【委員】 自分の園では、緊急の場合等の要望があれば対応させていただいているので、そういう場合は言ってほしい。土曜日の時間延長も来年度からの実施を前向きに検討している。

【事務局】 土曜日の時間延長の件は別の保育所の保護者会からも要望が出ていますので、公立の保育所でも実施を検討しているところです。

【委員】 平日の延長保育で、私立なら緊急の場合に対応もできるのかもしれませんが、公立の場合できないのではないですか。

【事務局】 保護者が緊急の用件で迎えに来れない場合、年に何回もあるわけではありまませんが連絡をいただければ職員が残っていることはあります。

【委員】 待機児童のお子さんは仕方なく認可外に行かれることが多いようなんですが、子どもにとって園がころころ変わるといのはよくないので、認可保育園と連携をとったりできないのですか。

【事務局】 認可外に通っている児童が認可保育園に入所ができることになっても、こどもが現在の認可外に慣れてきたのでこのまま認可外でいいですというケースもあります。

【委員】 ということは、認可外に入っている児童にも認可保育所に入れるようになった

ら連絡するのですか。

【事務局】 入所の申し込みをされたら、毎月選考の対象にはしています。待機の方によっては、新設の保育園の一時保育を利用されている方もおられます。

【会長】 運営が難しいのです。その年によって、その園に何人希望してこられるかわからないので、園が定員を決めてしまうところがあって、ちょっと離れている所でも良しとして余裕をもって受け入れようとしていても、親としては何とか近くの所というのがあって。待機の状況がいろいろあって難しいみたいです。新しく保育所を増やされましたが、100%というのは地域があるから難しいのでしょうか。それでは、これで終わらせていただきます。